平成２７年（フ）第１１７９号
北海道江別市いずみ野38番地の６
債務者　三浦　妙子（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１９３号
札幌市西区発寒５条４丁目１番48号　Ｇ・Ｓビル201号
債務者　佐々木有紀（旧姓聖前）
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１３号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目３番36―303号
債務者　小玉　　薫
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２０号
札幌市西区西町北２丁目３番１号
債務者　横幕　浩文
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３４号
札幌市北区北34条西２丁目１番５号　フォーレストヴィレッジ342―201号
債務者　橋本　愛里
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４０号
札幌市中央区南８条西23丁目２番10―403号
債務者　伊藤　三恵
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４８号
札幌市北区北26条西２丁目２番８号　ハイムハイライトⅡ205号
債務者　佐藤　克成
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２５４号
札幌市南区澄川４条２丁目11番39号　ロータスハイツ澄川104号
債務者　末吉　敬子
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６２号
札幌市東区北36条東18丁目１番41―105号
債務者　岡田　浩二
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６７号
札幌市東区北21条東14丁目１番20―407号
債務者　西川　秀明
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８２号
札幌市中央区南12条西９丁目３番46号　砂浜マンション13号
債務者　田島　真美
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９５号
札幌市中央区南10条西７丁目３番８―101号
債務者　櫻庭　　永
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３０７号
札幌市西区琴似４条２丁目３番33―106号
債務者　大内美菜子（旧姓秋田）
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２０号
さいたま市中央区大戸１丁目２番９号
債務者　古谷　　潤
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６２３号
埼玉県上尾市大字大谷本郷626番地１　レピュートオオヤ202
債務者　佐伯百合子
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８９号
埼玉県蓮田市西新宿６丁目109番地３
債務者　小林　幸博
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９０号
埼玉県蓮田市西新宿６丁目109番地３
債務者　小林　和子
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係